

入会林野整備計画の認可等に向けた取組

1 入会林野整備計画作成に向けて

軽米町の「小軽米元村、沢田、松の脇、百目金部落共有地」(以下「共有地」という。)は、かねてより地元から入会林野整備計画(以下「整備計画」という。)の作成及び生産森林組合の設立を強く求められていたことから、平成26年に共有地の生産森林組合設立の意志の確認をし、事務局等で設立に向けて準備を進めてきており、その支援を行った内容を報告します。

2 農地法等の手続き

当該共有地は、現況が農地と言い難い土地を所有しており、この土地に植栽等を行って森林整備を進めるためには、農地転用等農地法の手続きを行う必要がありました。これは整備計画に関係することから、同計画作成と並行して手続き等の準備を進めてきました。

一方農地転用担当は、整備計画等と関連した許認可事例が無かったことから、林業サイドと連携しながら事務手続きを進めてきました。これらの準備が整ってきたことから、今後の手続きが円滑に進むよう、本庁及び現地機関の関係部署や軽米町の担当者が現地視察を含む打合せ会議を開催し、整備に向けた方向性を確認しました。



3 入会林野整備計画認可申請等

この打合せを受けて、必要な書類等の整理が進み、定款策定委員会を重ねた結果、共有地の生産森林組合の設立総会開催とともに整備計画が決定され、整備計画の認可申請へこぎつけることができました。

整備計画の認可については、申請が適当と決定されましたが、公告縦覧等の期間中に入会権者が死亡し、所有権の相続人を整理することが困難であったことから、関係者で対応を検討した結果、当初計画の認可前に変更計画を申請することとしました。

変更申請も適当と決定され、現在は公告縦覧等の期間中であり、順調にいけば令和3年2月下旬に整備計画の認可と、生産森林組合の設立が認可となる予定です。(設立の認可申請はこれから)



4 今後の手続き

設立認可後は、当林務室が職権で所有権移転の嘱託登記を速やかに行う必要があることから、関係機関と連携しながら、円滑な事務手続きに努めるとともに、設立された生産森林組合の森林経営計画策定に向け指導して参ります。